

【表紙】	
【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年6月26日
【会社名】	日本フォームサービス株式会社
【英訳名】	NIHON FORM SERVICE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山下 岳 英
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京中央都江東区亀戸四丁目36番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年12月21日に提出いたしました第61期（自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 9 月30日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、平成29年9月30日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記のとおり、財務報告に係る内部統制の不備が認められ、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いため、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成30年9月30日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

記

当社は、外部からの指摘により、過年度決算において不適切な会計処理が行われた可能性を認識したことから、平成31年4月5日から令和元年6月20日にかけて社外の専門家で構成する第三者委員会による調査を実施しました。

その結果、平成26年9月期から平成30年9月期にかけて、売上の先行計上、不適切な預かり在庫売上計上、仕入除外及び仕入除外隠ぺい操作、在庫の水増しなどの不適切な会計処理が判明すると共に、取締役会・取締役による業務執行部門に対する監督機能の欠如、及び内部監査部門・監査役会・監査役の監査機能の欠如など当社グループの内部統制の不備も判明いたしました。

これに伴い、当社は、過年度の決算を訂正し、平成26年9月期から令和元年9月期第1四半期までの有価証券報告書及び同期間の第1四半期から第3四半期までの四半期報告書について、それぞれ訂正報告書を提出致しました。

このような不適切な会計処理は、経常利益の黒字化維持を優先する中で、経営陣においてもコンプライアンス意識が欠如し、取締役・監査役による相互監督、牽制が有効に機能しなかったことに起因するものであり、かかる内部統制の不備が当社グループの財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いため、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

当社といたしましては、かかる事態を真摯に受け止め、第三者委員会の調査報告書で提言された再発防止策を速やかに策定、実施し、内部統制の徹底を図るべく、内部統制システムを適切に整備し、実効性ある運用を行っていく所存です。